

# 令和6年度訪問介護重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社TMらいふサポート
主たる事務所の所在地	帯広市西14条南32丁目5番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高堂 雅美
設立年月日	平成22年4月1日
電話番号	(0155) 67-8668

## 利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護ステーションしらゆり	
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	
事業所の所在地	帯広市東4条南23丁目4番地 有料老人ホームしらゆり内	
電話番号	(0155) 24-0701	
指定年月日・事業所番号	平成24年1月23日指定	0174601666
管理者の氏名	高堂 康成	
通常の事業の実施地域	帯広市	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び介護予防訪問介護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	事業者は、関係する市町村や地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

## 5. 営業日時

営業日	月～金
営業時間	午前9時から午後5時まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 5人、 非常勤 3人
訪問介護員養成研修2級課程 修了者	常勤 5人、 非常勤 5人

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

あじさい	サービス提供責任者の氏名	神 明美
------	--------------	------

しらゆり	サービス提供責任者の氏名	安田 百合
------	--------------	-------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問介護の利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
1回あたりの所要時間			
身体	身体介護01-Ⅱ 20分未満	1,790円	179円
	身体介護1-Ⅱ 20分以上30分未満	2,680円	268円
	身体介護2-Ⅱ 30分以上1時間未満	4,260円	426円
	身体介護3-Ⅱ 1時間以上1時間30分未満	6,240円	624円
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合身体1生活1-Ⅱ		3,400円	340円
生活	生活2-Ⅱ 20分以上45分未満	1,970円	197円
	生活3-Ⅱ 45分以上	2,420円	242円

注1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加減算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合で、同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に動向訪問した場合 (1回につき)	2,000円	200円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービス提供がケアマネと連帯して必要と認めた場合に居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行なった時 (1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
介護職員等処遇改善加算	加算I	利用料に+24.5%	
同一建物内減算	有料老人ホームしらゆりに入居している利用者が20名を超えた場合適用される	利用料から-10%	

### (2) 訪問介護独自サービス利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
訪問サービス費(I) )	1週間に1回程度の場合	11,760円
訪問サービス費(II)	1週間に2回程度の場合	23,490円
訪問サービス費(III)	1週間に2回を超える程度の場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

## 【加減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合で、同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に動向訪問した場合 (1回につき)	2,000円	200円
介護職員等処遇改善加算	加算Ⅰ	利用料に+24.5%	

### (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

### (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
支払委託方式	収納会社 HDC 貸主に代わって賃料等の料金を契約者の指定する預金口座から振り替えて支払います。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	相談担当者 しらゆり 安田百合 電話番号 (0155) 24-0701 面接場所 当事業所の相談室	相談担当者 あじさい 神 明美 電話番号 (0155) 67-8668 面接場所 当事業所の相談室
---------	---	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	帯広市役所 介護高齢福祉課	電話番号 (0155) 65-4150
	帯広市役所 地域福祉課	電話番号 (0155) 65-4146
	十勝総合振興局 保健環境部保健福祉室	電話番号 (0155) 27-8634
	北海道国民健康保険保健団体連合会 福祉局高齢者保健福祉課	電話番号 (011) 204-5271

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備や洗濯など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは固くお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。